

令和7年度 三芳町農業後継者補助金のお知らせ

➤ 補助金内容

- 農業後継者の育成を目的とする農業生産・農業経営等に関する修学及び研修等への参加に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付いたします。

➤ 対象となる研修

- 埼玉県主催の農業機械利用技能者養成研修や埼玉農業経営塾などが対象となります。

➤ 対象者（次のいずれにも該当する方）

- 三芳町内に在住で、4Hクラブ、農業経営研究会、みよし野菜ブランド化推進研究会、後継者部会など、町が指定する農業者団体に所属している者
- 現に三芳町において農業に従事している農業後継者

➤ 補助金交付額

- 受講料など修学及び研修に要する費用を1人あたり50,000円を上限に補助します（令和7年度予算額：100,000円）。

➤ 交付金申請に必要な書類

- 修学及び研修等に主催者から選考されたことを証する通知
- 修学及び研修等成果を記した報告書（様式任意）
- 修学及び研修等に係る負担金額が明らかになる書類
- 自己が負担した修学及び研修等に係る負担金の領収証の写し
- その他町長が必要と認める書類

➤ 問合せ

三芳町役場観光産業課

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号：049-258-0019（内線212）

